

女性が活躍できる経済社会の構築に向けて(最終報告) 概要

○第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日 閣議決定) ⇒「女性の活躍による経済社会の活性化」を「改めて強調している視点」として位置付け

女性の活躍促進の意義

個々人の希望の実現

⇒ 男女の結婚や子育てをしやすくし、複線的キャリア形成の可能性を広げる

経済社会の活性化

⇒ 成長分野を女性がけん引するとともに、女性が既存分野や地域を活性化させる
⇒ 社会保障制度の安定性と持続可能性の確保につながる

人々が生活困難に陥るリスクを低減

⇒ 成長の恩恵がより広い範囲の人に及ぶ
⇒ 世帯収入を増加させ、生活困難に陥るリスクを低める

影響の大きさ

女性の就業希望者の就業によって

⇒ 労働力人口が5%増加

⇒ 単純試算でGDPが1.5%程度増加

女性の就業希望者は342万人、全労働力人口の5%。
女性自営業主の比率にはM字カーブは見られない。

女性の労働力率及び女性の各年齢階級人口に対する自営業主の比率



1. 新たな分野や働き方における女性の活躍

- ポジティブ・アクションの更なる推進 (★)
- 女性の起業等に対する使いやすい資金の提供やノウハウ面のサポート支援
- 事業予算における女性の参画の要件化や女性優先枠の設定など、各府省の施策における女性の活躍推進への配慮の推進 (参考：農山漁村の6次産業化)

2. 制度・慣行の見直し、意識の改革

- 「未来への投資」として「子ども・子育て支援」を強化するため、「子ども・子育て新システム」を創設
- 生き方や働き方の選択に中立となるよう配偶者控除、第3号被保険者制度の見直し

3. 多様な選択を可能にする教育・キャリア形成支援

- 女性で特に教育が生涯に大きな影響を及ぼすことについての情報発信
- 仕事の中での技能獲得や動機付けの重要性の訴求や、ロールモデルの提示
- 経済状況に関わりなく進学や修学継続を可能とする奨学金等の充実

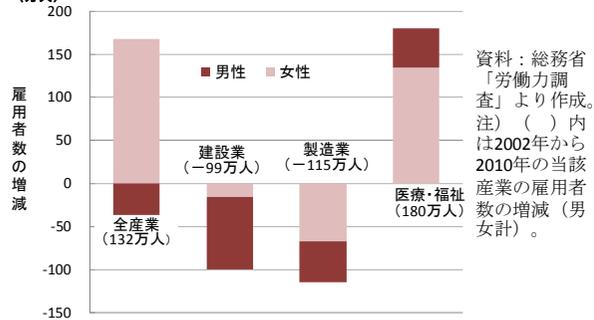
★ ポジティブ・アクションの更なる推進

- 【※ポジティブ・アクション ワーキング・グループ報告書参照】
- 公共契約における女性活躍推進に関する配慮の推進 等
 - 男女労働者間の格差の現状を把握し(「見える化」)、ポジティブ・アクションにつなげるための仕組みについて労使双方で検討し、取組を促進

取り組むべき課題

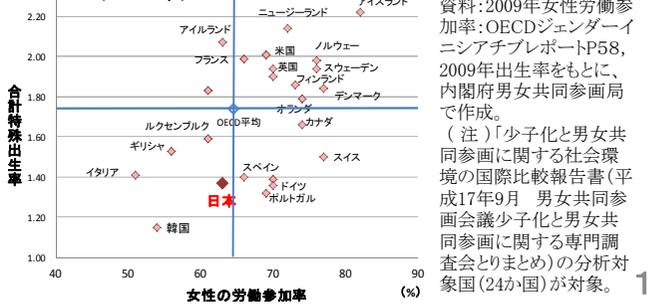
女性雇用者は産業のサービス化などにより8年間で約168万人増加。

男女別産業別雇用者数の増減(2002年→2010年)



女性労働力率と出生率の間には正の相関があるとの指摘もある。

OECD加盟24か国における女性労働力率と合計特殊出生率(2009年)



1. 新たな分野や働き方における女性の活躍

基本的考え方

女性の起業支援

社会的企業による地域活性化、女性雇用の創出、新たなニーズの掘り起し、などの観点から重要

複線型キャリア構築

仕事を一度辞めても、また戻ることのできるいわば「複線型」の活躍の支援が重要

復興

復興プロセスで強く求められる女性の潜在力の発揮

★女性の起業等に対する使いやすい資金の提供、ノウハウ面のサポート支援

➢ 起業等に対し、事業としての成長が期待できる事業を始めようとする女性への低利融資制度等による資金提供やノウハウ面でのサポート支援

➢ 地域の活性化と雇用創出に資する復興支援型地域社会雇用創造事業の推進等による被災地域を中心とする女性の活躍推進

★事業予算における女性の参画の要件化や女性優先枠の設定など女性活躍推進への配慮

➢ 事業予算における女性の参画の要件化や女性優先枠の設定など、各府省の施策における女性の活躍推進への配慮の推進(参考:農山漁村の6次産業化)

取り組むべき課題

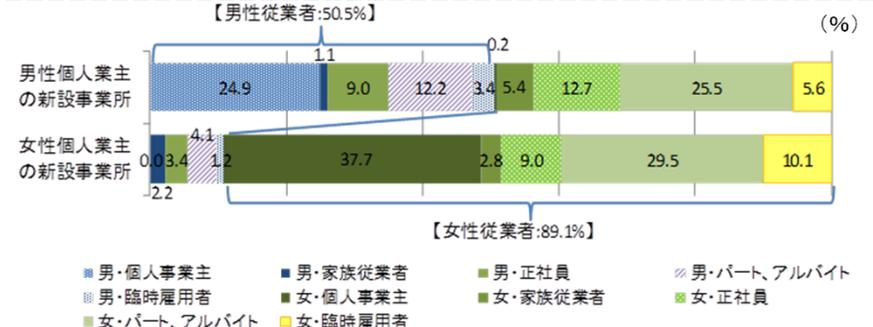
新設事業所は雇用創出力が大きい。2006年～2009年の3年間では、8.1%の新設事業所が、37.7%の新規雇用を創出。

	事業所数 (万事業所)	雇用創出 (万人)	うち女 (万人)	うち男 (万人)
①新設事業所の雇用創出	41	374	180	193
②存続事業所の雇用創出	468	619	287	330
③雇用創出計 (①+②)	509	992	467	523
④新設事業所の比率 (①/③)	8.1%	37.7%	38.5%	36.9%

資料：2006年～2009年にかけての雇用創出（雇用喪失相殺前）。経済センサス-基礎調査（平成21年、総務省）、事業所・企業統計調査（平成18年、総務省）を男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会 女性と経済ワーキング・グループで特別集計。

なお、新設事業所については、2009年時点の従業者数を、存続事業所については、平成18年事業所・企業統計調査と接続が可能な事業所の雇用変動分を用いて算出している。存続事業所は、事業所・企業統計調査における調査範囲に限定されるため、存続事業所による雇用増加が過小に算出されている可能性がある。

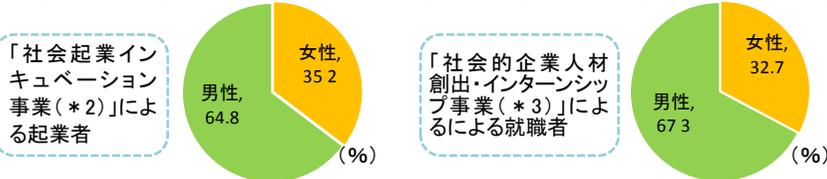
女性が個人事業主の新設事業所は、個人業主本人を含め、その事業所の従業者の約9割が女性であり、女性雇用の創出に寄与。



資料：経済センサス-基礎調査（平成21年、総務省）、事業所・企業統計調査（平成18年、総務省）を男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会 女性と経済ワーキング・グループで特別集計。

地域社会雇用創造事業による「(社会的企業の)起業家」「(社会的企業等への)就業者」とも、女性が約3割を占める。

「地域社会雇用創造事業（*1）」による男女別起業家数及び就職者



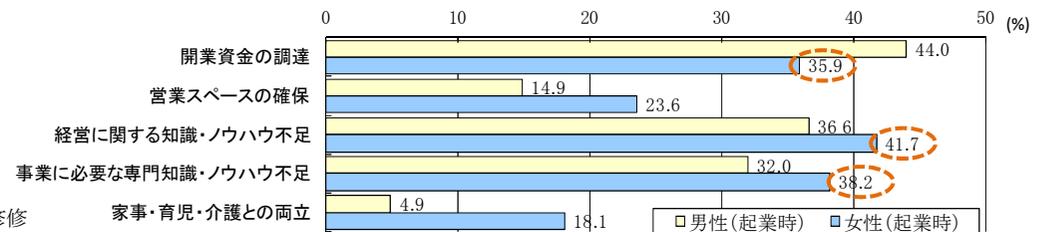
資料：「地域社会雇用創造事業 第五回選定・評価委員会」(資料3「平成22年度の起業支援対象者、研修修了生の起業・就職数と属性」)より作成。

*1. NPO、社会起業家等の「社会的企業」における人材育成、雇用促進に対し資金援助を行い、地域社会における様々な生活関連サービスの事業と雇用を加速的に創造することを目的に平成21年～23年の3か年で実施。選定・評価委員会が選定した12の事業主体を通じて基金を造成。

*2. 一人300万円を上限に、社会起業家のスタートアップ支援のための「起業支援金」を提供する。

*3. 地域のNPO等へのインターンシップなどを含めた研修を実施する(一定の条件により「活動支援金」提供)。

女性が起業する際の主な課題として、「知識・ノウハウ不足」や「開業資金の調達」等が挙げられる。



資料：経済産業省「平成22年度女性起業家実態調査」図表57より作成。

注)：1. 「起業する時の課題は何ですか」との問に対する複数回答。2. 20歳以上で、起業して10年未満の者を対象としたインターネット調査。3. 男性309人、女性309人、計618名が回答。4. 調査実施は2011年3月。

2. 制度・慣行の見直し、意識の改革

基本的考え方

子育て支援の強化

子育てしながらキャリア構築が可能な環境づくり

税制・社会保障制度

生き方や働き方の選択に中立となるよう配偶者控除、第3号被保険者制度を見直す

生活困難に直面するリスクの低減

正規・非正規など「2極化」した働き方や待遇、セーフティネット等の見直し

★ 「未来への投資」として「子ども・子育て支援」の強化（保育等の量的拡充、幼保一体化等）

➢ 「子ども・子育て新システム」の創設

★ 生き方や働き方の選択に中立となるよう「配偶者控除」「第3号被保険者制度」の見直し

➢ ライフコースの選択に対し中立的な制度とするとともに、所得再分配機能を強化する

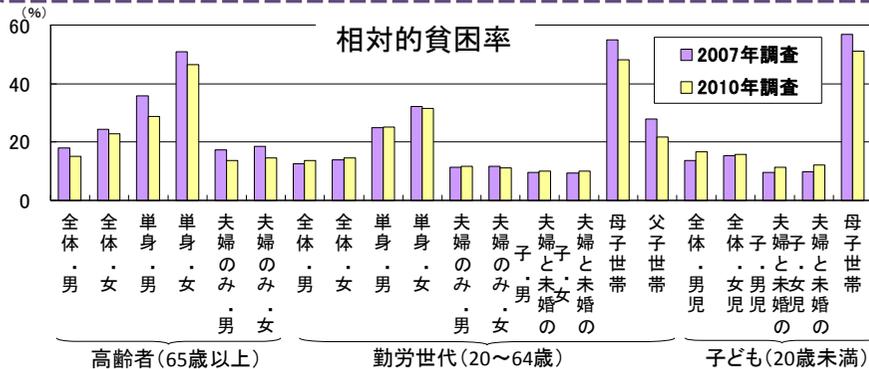
★ 生活困難に直面するリスクの低減

➢ 求職者支援制度の着実な実施など、社会経済の実態に即したセーフティネット機能の強化

➢ 「(特に高齢期の)女性の貧困」を低減するとの観点からも、安定した就業の場の提供と男女間賃金格差の縮小、非正規雇用の均衡ある待遇の改善、子育ての就業の継続支援などが必要

取り組むべき課題

貧困率は勤労世代や子どもで上昇(2010年)。高齢者では、貧困率の男女間の格差が拡大。



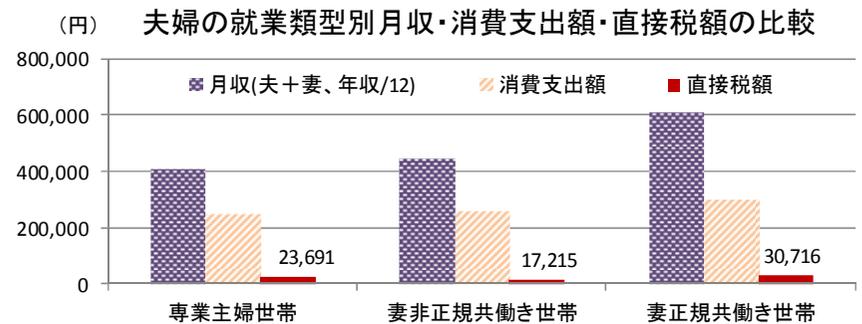
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)。男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会 女性と経済ワーキング・グループ(阿部彩委員)による特別集計。
 ※「相対的貧困率」は可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。
 注) 2007年調査の調査対象年は2006年、2010年調査の調査対象年は2009年。

配偶者控除の適用率は、収入が高い層で高い。

年収	100万円以下	200万円以下	300万円以下	400万円以下	500万円以下	600万円以下	700万円以下	800万円以下	900万円以下	1000万円以下	1500万円以下	2000万円以下
配偶者控除の適用割合	0.0	2.9	9.8	17.1	27.1	34.2	42.9	48.9	55.0	58.1	61.2	59.6

資料：国税庁「税務統計から見た民間給与の実態(平成20年分)」より。
 注)：「年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者」の総数に対する配偶者控除の適用者の割合。
 出典) 政府税制調査会 第8回 専門家委員会(平成22年10月19日)提出資料より。

妻が正規の共働き世帯の消費支出額や税額は、専業主婦世帯や妻非正規共働き世帯よりも高い。



※1. 平成21年全国消費実態調査(総務省)。
 山田昌弘中央大学教授、苔米地伸東京学芸大学准教授による特別集計。
 ※2. 夫40歳未満の世帯でかつ子どもが2人いる世帯を対象にした分析。

妻が第3号被保険者である率は、夫の収入が高い世帯で多い。

夫の稼働所得(年収)	300万円以下 (%)	300万円超~500万円以下 (%)	500万円超~700万円以下 (%)	700万円超~900万円以下 (%)	900万円超 (%)	全体 (%)
加妻入の状況						
第1号被保険者	35.6	12.0	7.4	6.5	9.8	15.4
第2号被保険者	30.3	33.4	27.9	27.3	17.2	29.1
第3号被保険者	31.7	53.0	64.0	65.8	72.9	54.2
加入していない・不詳	2.4	1.6	0.8	0.4	0.1	1.3

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査(平成22年)」より。男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会 女性と経済ワーキング・グループ(安部由起子委員)による特別集計。
 注)：夫婦をデータから確認できた場合を集計。妻の年齢は20~54歳。「全体」には夫の稼働所得が不明の場合を含む。

3. 多様な選択を可能にする教育・キャリア形成支援

基本的考え方

女性の活躍推進の必要性に関する多様な情報発信が必要

- 女性の生涯に影響を与える教育の重要性
- 複線型の活躍のロールモデル、家庭内の役割分担のロールモデルの提供
- 産み育て働く環境全てに関する学び

★ 教育が生涯に及ぼす影響等についての情報提供、ロールモデル等の提供

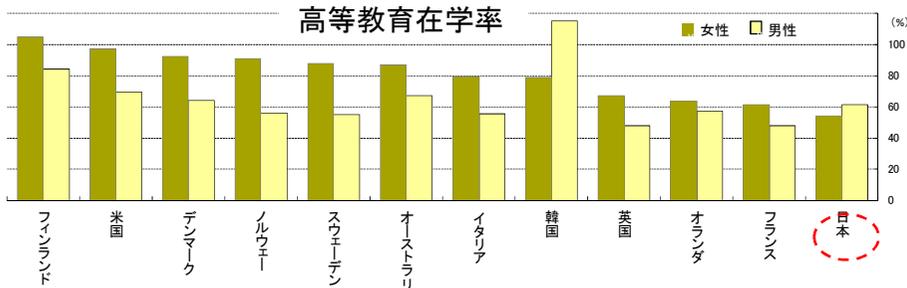
- 教育が将来に大きな影響を及ぼすことについて情報発信
- 租税や社会保障、勤労の権利と義務等、生活し働く上で必要な知識などを身に付ける学習
- 仕事の中での技能の獲得や動機付け、女性が活躍するロールモデルの提示が重要

★ 経済状況にかかわらず意志と能力ある若者の進学や修学継続の支援

- 低所得世帯を対象とした授業料等減免、奨学金等の充実

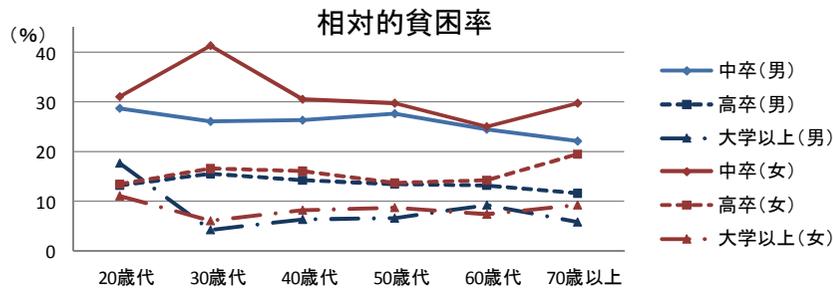
取り組むべき課題

日本の女性の高等教育在学率は、他の先進国と比較して低い。また諸外国では、男性より女性の在学率が高いが、日本では逆。



資料：UNESCO Institute for Statistics (2008年)より作成。
 注) 1. 就学年齢人口に対する在学者数の割合。ただし、高等教育は就学年齢以外の在学者数も含むため、在学率が100%を超える場合がある。2. 「高等教育機関 (Tertiary Education, ISCED5及び6)」とは中等教育修了又は同等の資格を入学条件とする、大学及び専門学校等における教育プログラム。

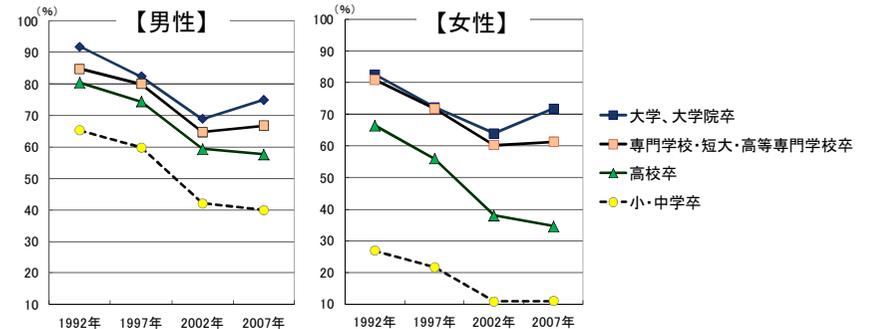
中学卒女性で特に高い貧困率



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)。男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会 女性と経済ワーキング・グループ(阿部彩委員)による特別集計。
 ※「相対的貧困率」は可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。

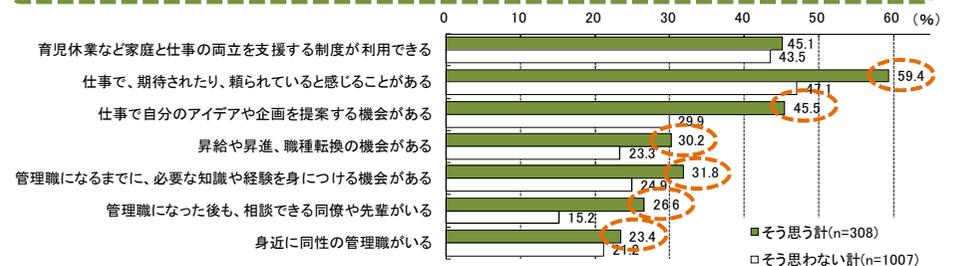
女性で特に学歴により大きく異なる正規雇用者比率。

20~24歳層(在学者を除く)人口に占める正規雇用者の比率



資料：「就業構造基本調査」(総務省、平成4年、平成9年、平成14年、平成19年)より作成。

管理職志向のある人は、現在の勤め先の状況について、仕事での期待や能力発揮の機会があると感じている人の割合が高い



資料：「男女の能力発揮とライフプランに対する意識に関する調査」内閣府男女共同参画局(平成21年3月)より作成。
 注)：現職の勤め先の状況についてあてはまるもの(複数回答)について、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と答えた人、「そう思わない計(「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人)」別に集計した結果。